

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所における取扱いについて 介護サービス事業者宛 Q&A集 令和2年2月28日版

郡山市保健福祉部介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所における取扱いについて、当面の間、ご留意いただく事項について、次のとおり整理しましたので、ご活用ください。

Q1 通所・短期入所等サービスの利用者及び職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事業を休止しなければならないのか。

A1 市は公衆衛生対策の観点から休業の必要性の有無について、必要であると判断した場合は、サービス事業所に対し、その全部又は一部の休止を要請する。

Q2 自宅または入施設等において面会の制限により、介護支援専門員によるモニタリングが実施できない場合はどのようにすればよいか。

A2 利用者、家族、サービス事業所職員等に対し電話等により可能な限り状況の把握をすることにより、モニタリングを実施したものと認めるので経緯を記録しておくこと。
ただし、虐待が疑われる等、面会の必要性が高いと判断した場合には、可能な限り面会の機会を設けるよう努めること。

Q3 新型コロナウイルス感染拡大防止の施策の影響で、従業員の確保が困難になり、安全にサービスを提供できる人数が確保できない場合、臨時的に営業日時を縮小することは可能か。

A3 入所施設・居住系サービス以外の事業所については、利用者、利用者家族、ケアマネジャーに説明の上行うものであれば、可能と認める。ただし、決定した場合には別添報告様式（「新型コロナウイルス感染症防止策の影響による事業所の営業日変更に係る報告書」）により郡山市介護保険課管理係あて報告すること。

なお、完全に一定の期間休業する場合は、休止届の提出が必要であるので、該当する場合は介護保険課管理係あてご連絡いただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについては、令和2年2月17日付け厚生労働省事務連絡等を参照願いたい。

(別添)

新型コロナウイルス感染症防止策の影響による事業所の営業日変更に係る報告書

※新型コロナウイルス感染症防止等に関する臨時的な措置に限る。
※一定期間完全に休業する場合は、休止届の提出をお願いします。

| 事業所番号 | 事業所名 | サービス名 | 担当者名 | 連絡先電話番号 | 現在の営業日・時間 | 臨時的に変更した 営業日・営業時間 | 変更した日 | 備考 |
|-------|----------|-----------|-------|--------------|--------------------------------------|--|----------|----|
| ***** | ○○デイサービス | 地域密着型通所介護 | 郡山がくと | 024-***-**** | 月～金(祝日を除く) 9:00～12:00、13:00～16:00 | 月・水・金(祝日を除く) 9:00～12:00、13:00～16:00 | 3/1～3/15 | |
| | | | | | | | | |

(例)

| | |
|------------|---|
| 報告先 | 郡山市介護保険課管理係 TEL: 024-924-3021 FAX: 024-934-8971 |
|------------|---|